

になつた。七月に入るやわが國の近海、小笠原島附近の漁業も安全ではなくなつて來てゐる。幸い人体の被害は、今日迄補電丸のみであるが、漁獲物は九月二八日迄に廢棄した数量のみで八・七万坪である。月別に見ると三月一六千坪、四月九・二千坪、五月六・八千坪、六月一・五千坪、七月四・八千坪、八月一・九千坪、九月には一・五千坪である。三、四、五月と、実験が続けられた期間の廢棄量に比して、七、八月の廢棄量が多いことは、餘さけあらわれて來る水爆の恐ろしさを物語つてゐる。しかも、三月頃の始めのうちは、放射能は魚体の表面についてゐるのみで洗えば落ちたのであるが、四月に入るやエラに発見され、次いで内臓にうつり、最近では骨、肉から発見されるようになった。つまりこれは始めのうちは機殻により生ずる「死の灰」による汚染が、次には海水によるそれに移り、更にフランクソンの摂取による内臓の汚染、最後にはこれが吸収されて骨、肉にたまり、この放射能汚染の経路をあらわしてゐる。これは五月一五日出港し七月四日迄、放射能の海を調査して來た後船丸の調査結果に裏書きされてゐる。エラや内臓の汚染は除去すれば、大半はとれるのであるから問題は少ないが、肉の汚染は除去する方法がない。最

近ではマグロ漁船は沖で船体の洗滌と内臓の除去に心がけておるにもかかわらず、八月に入り、以前より強烈な放射能が発見されるようになった。例へば四月、五月頃では魚体から発見される放射能は、平均二〇〇カウンツ位であり、補電丸を除けば最高でも一〇〇〇カウンツ位であつたが、八月二四日築地に擲港した第三長栄丸からは、三、八八二カウンツが発見されてゐる。又以前では補電と光栄、明神丸のごとき、初期のごたごたの期間を除けば一船当りの廢棄量は平均一〇貫位でごく少ない。しかし八、九月には、多量の漁獲物を廢棄しなければならぬ漁船が増加して來てゐる。

当初水爆事件が起きた時は、これにより最も多く被害を受けるのは漁船の關係から中型漁船で、大、小型のマグロは比較的被害が少なく、又中型船も夏にはビン長に切りかえるから、夏になれば被害は収まるのではないかと云われていた。だが七、八月になつて事態は別に進んだ。大型船は船体の汚染されて歸つて來るが、漁獲物から放射能を出すことが少ないのに反して、中、小型船、つまり百ポンド以下の小型船の漁獲ビン長、カツオ、サワラ等に放射能が発見されるようになったのである。このため水爆の影響は経営の危機として、最も重く中小のマグロ漁業者とその漁夫にかつて來てゐる。

で消費されるマグロをとる業者は棄てない。母船式の経営はギラギラが主であるからあまり影響がないのみか、水爆の影響で経営が困難になつた漁船が母船式に参加するようになり、又一般的にマグロ漁船が下り、且つ魚価の変動も大きくなつたという水爆後の状態は、投機の対象として経営に有利に動いてゐるともいえる。

型々として進んでゐない。アメリカは補償を「直接損害」のみに限定し、事件発生以後五ヶ月に八〇万ドル補償の意を示したにとどまつてゐる。しかしまた、船も沈んでゐない。しかも、アメリカ側は補償の法的責任は全くなく、アメリカが補償するのは好意から出た行為であるとして、交渉が円滑にゆくことをはばんでゐる。七月三〇日、アメリカの原子力委員会は半導報告書を出したが、その中で「委員会が放射能による汚染を研査するため入手した魚はわずかに一尾であるが、これを十分安全で食ふことができる範囲内にあり、今後食用にできることが判明した。」と述べてゐる。こういう考えのアメリカでは、日本がマグロを廢棄することを不思議がつてゐるかも知れない。アメリカと同じく、政府の補償もさつぱり進んでゐない。僅かに補償たてすぎとして、約二千九百万円が支出されたにすぎない。また補償分としては第一次一・二億圓(神奈川県七・五千万圓、静岡県四・五千万圓)が三ヶ月の融資という期限付きで六月一九日になつて貸出された。第二次融資分は約一・三億圓は八月にきめたが九月末現在では出されてゐない。御免、仲買等の損害融資は農林省で一五億圓とまとめたが、大蔵省で

は六千万圓に下げようとしており話は定まつてゐない。大蔵省は御免、仲買は弱体だから少し多く融資すれば回収がつかないといつてゐる。又融資は東京の場合、都が受けつつてこれを銀行に貸付し、回収の確実をはかる為銀行が業者に貸付けるという方法を取らうとしてゐる。然し、これだと利子が一般なみに高いので、都側と業者との間に話し合いがついてゐない。

被害と補償問題では漁業者の損害はどの位であらうか。大水に設けられた対策本部によると三月一六日から五月三一日迄、総額一七・二億でその内訳は危険区域設定によるもの二・九六億圓、魚価低落によるもの一・二・三八億圓、販賣時間遅延によるもの、〇・九一億圓等である。九月迄の分は明らかでないが、二四・七億といわれている。流通部門での損害は三月一六日から三月三二日迄の六大都市(但し東京は一六日から二二日迄)の御免、仲買、小売の損害は四・二四億といわれる。東京の中央市場につき二六日から一週間の損害を、一人当たりについて見ると、平均では御免は二・四万、仲買四・四万、小売一・八万圓の計算となる。しかし御免、仲買等は専門専門に分かれてゐるのであるから、損害はより集中した形であらわれてゐるわけである。このような被害に対して補償の方は

は農林省で一五億圓とまとめたが、大蔵省で

は六千万圓に下げようとしており話は定まつてゐない。大蔵省は御免、仲買は弱体だから少し多く融資すれば回収がつかないといつてゐる。又融資は東京の場合、都が受けつつてこれを銀行に貸付し、回収の確実をはかる為銀行が業者に貸付けるという方法を取らうとしてゐる。然し、これだと利子が一般なみに高いので、都側と業者との間に話し合いがついてゐない。

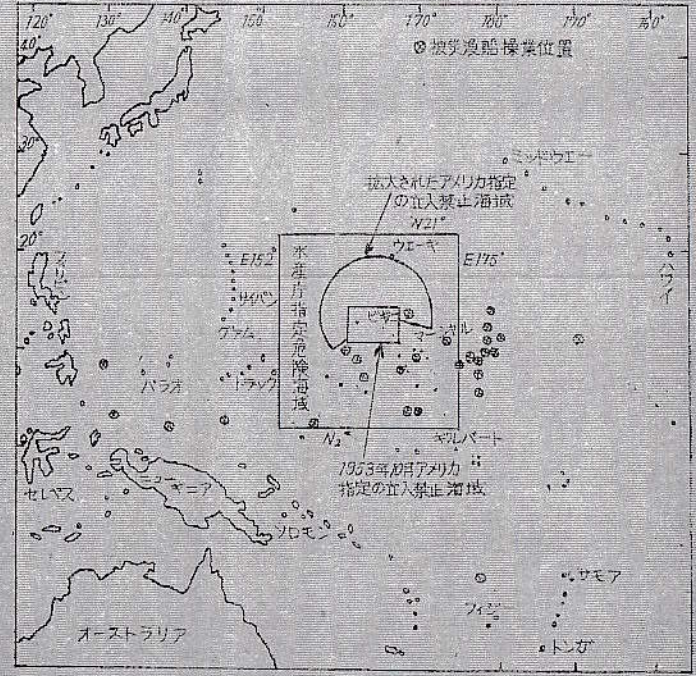


揚げ不能に陥り、その為魚商は金儲りがつかず止めたもののは二〇人を超え、市場側でも代金支払いが出来ず仕切金の延長を宣告するなど市場の機能は完全な麻痺状態に陥った。この恐慌による魚商の損失は三月一日、二日だけで四千五百万円と推定される。外の水揚げ場でもほぼ同様の状態がみられた。

又輸出用のマグロもこの為恐慌を来し、一部には契約を取消するものも出たが、希疎、かん詰共その後嚴重な検査を行つたところ全然不合格品は出なかつたので、五月一〇日検査は打ち切れ取引も順調になった。

被災漁船の捜出 第五福竜丸以後各港に帰港するマグロ漁船を調査した結果、船体及び漁獲物に放射能を持つたものが検出する傾向なので、厚生省では改めて検査の基準を決定し、ガイガー管を船体から一〇センチ離して百カウント以下のものは検査済の証を押して市場に出しても差支えないことにし、それ以上のものは廃棄処分することにしたが、五月一二日までには廃棄処分をうけた船は一八隻に上り、その量は二万六千担に達している。この外船体の放射能が認められたものは数十隻に上るが、これらの中には危険水域近くで操業又は航行したものばかりでなく、千迴

危険区域と被災漁船操業位置



離れたところを航行して来たものも含まれており、更にマグロ漁船ばかりでなく危険水域とはおよそ遠隔の地点を航した南氷洋捕鯨船団の一部にも、南緯新島の貨物船にも放射能が検出されている。

マグロ漁業の危機 このように水揚げはどこまで拡がるか底知れない恐慌感を一般に与えたため、マグロの売行は一気に回復せず、市況も依然低調のままだである。たとえ少し回復しかけても度重なる被災船の入港や放射能雨によって又下落するという有様で、一時のマグロブームもどこかに消しとんだような形である。特に直接被害を蒙つた船は折角とつて来た漁獲物を再び沖合深く運んで放棄し、船主も船員もあてにした取入を得られない。中野の一隻船主はこの影響は殊に深刻である。又多額の資金を借入れて大型船を建造した船主も魚価安の為予定通りの収入が得られず、資金の返済計画にも支障を来し四苦八苦の有様であるし、船員に至つては大きな不安と恐怖のもとに危険を覚悟で出漁しなければならぬ。しかもその辛苦の結晶を再び自らの手で海中に投じなければならぬとあつては正に悲劇を通り越している。中には乗組員が一斉に下船して就業を拒否するという事件もおこつたのであつた。

マグロ漁場の将来 ビニール農産物周辺の漁場は勿論非常に危険であるが、その後の被災船の操業、航行海域をしらべるとその影響はかなり広範囲にわたつてゐることが知られた。これは五月中旬、現地調査に派遣された後、つれによつてもある程度明らかになつたが、殊に北赤道海域ではビニールから千回以上はなれたフィリピン東方或は台湾東方海域においても放射能を帯びた魚が漁獲されていることとからいつて、今後どこに安全操業し得る漁場を求めるべきかは大きな問題といわねばならない。時にこれらの海域は中型漁船の出漁海域の大きな部分を出てゐるだけに一層痛切にひびいて来るのである。

それと共に放射能が魚類の生殖能力に及ぼす影響が云々されているが、もしこれが事実となつて現われて来ればマグロ漁業の将来は実に憂うべきものである。このような点に關しては更に調査研究を重ねた上で一類も早く事態を明らかにし、対策を講ずる必要が痛感されている。

補償問題 第五福竜丸の水揚げ場が明らかになつた直後一九日にアリンソン駐日アメリカ大使は今回の被災に対して補償の用意がある旨を発表した。その後第五福竜丸については補償金を支出したが、一時的な処置であり根本的な対策が望まれている。

に対する見舞金 船員の治療費、生活費、慰謝料等を含めたものを補償対象とし、更に搬出する被災漁船の廃棄処分に伴つた漁獲物を時価に換算して補償を要求することになつた。水産庁ではこれらについて資料を集め金額を算出し、アメリカ側と正式交渉に入つたが、それがまとまるまで中間的に第五福竜丸の買上費、船員の私物の損失補償に二千万円を政府の予備費より支出することに決定した。

その外魚価の低落及び漁獲物の減少による損失、危険海域迂回等の為の航海経費の損失、出漁禁止の漁獲損失など間接的な損害についても直接損害と同様補償対象として組み込まれている。しかしこれに対してアメリカ側の意向は明らかにされてゐないが、大体補償は直接損害に限られる模様で、その場合間接被害に対しては特別融資のような措置で救済策が講じられるものとみられてゐる。

此の間政府はアメリカの賠償要求の間の国内措置として、水揚げ場により影響の異なるカシオマグロ業者及び陸地業者に対する短期融資、廃棄処分したマグロの補償金、第五福竜丸の乗組員久保山さんの死亡に対する補償金を支出したが、一時的な処置であり根本的な対策が望まれている。

